

『後期高齢者医療』の保険料

4月から『後期高齢者医療制度』がはじまります。

後期高齢者医療制度の対象となる方

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から該当となります。
- 一定以上の障がいがある
65歳から74歳までの方
後期高齢者医療保険への加入を選択できます。加入する場合は広域連合の認定が必要です。

4月1日現在で「老人医療」の受給対象となっている方はそのまま後期高齢者医療保険に加入となりますが、加入しない場合は申請していただくこととなります。脱退しても再度加入することができます。



保険料の負担は？

● 国民健康保険に加入していた方
国民健康保険から脱退し、後期高齢者医療の保険料を個人で負担することになります。

● 被用者保険（政管健保・健保組合・共済組合など）の扶養家族であった方
被用者保険（扶養）から脱退し、新たに後期高齢者医療の保険料を個人で負担することになります。

● 後期高齢者医療保険に加入する直前に被用者保険（政管健保・健保組合・共済組合など）の扶養家族であった方
加入後2年間は、保険料の被保険者均等割が5割軽減されます。（7割軽減が適用となる場合は7割軽減が優先されます。）また、所得割はかかりません。

保険料 (年額)

所得割額
基礎控除後の総所得金額の
7.97% (所得割率)
+
均等割額
43,555円

保険料が軽減されます

● 所得が低い方
所得に応じて保険料（被保険者均等割）が軽減されます。

* 平成20年4月から9月までは保険料の負担はありません。
* 10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減され、個人負担は1割の2,177円（6カ月分）となります。

あなたの保険料は？

はじめに、「総所得金額等」を求めます

公的年金等の収入だけですか？

↓ はい

年金収入額 - 120万円 (公的年金等控除額) ※

年金収入額は「遺族年金・障害年金」を除きます。年金収入額が120万円に満たない場合、総所得額等は「0円」となり所得割はかかりません。

※年金収入額が330万円を超えると控除額が大きくなります

年金収入額	控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	年金額×0.25+37.5万円
410万円超770万円以下	年金額×0.15+78.5万円
770万円超	年金額×0.05+155.5万円

↓ いいえ

確定申告書に記載された「各所得の合計金額」から「純損失の繰越控除」を差し引いてください。

「純損失の繰越控除」がない場合は、各所得の合計金額です。

A (総所得金額等)

円

つぎのページへ

後期高齢者医療保険 あなたの保険料は？

前ページの「A(総所得金額等)」で **所得割額** と **均等割額** を算出します

所得割額

$\langle A(\text{総所得金額等}) - 33\text{万円} \rangle \times 0.0797$ (所得割率) =

基礎控除額

①

円

均等割額

黒潮町の平成20年度の均等割額43,555円

※均等割額は、所得に応じて軽減措置があります。

(2割軽減) 34,844円・(5割軽減) 21,777円・(7割軽減) 13,066円

1人世帯ですか？

↓ はい

A(総所得金額等) - 15万円

公的年金の所得については、15万円を差し引いた額で軽減を判定します。公的年金以外の所得は対象外です。

【公的年金等以外の収入がある場合】

さらに「雑損失の繰越控除+青色専従者給与・事業専従者控除+譲渡所得に係る特別控除」を差し引いてください。



B

円

↓ いいえ

1.世帯主と自分のA(総所得金額等)を合計する

世帯主が後期高齢者医療被保険者でない場合も、世帯主の所得を合計します。

2.合計したA(総所得金額等) - 15万円

公的年金の所得については、15万円を差し引いた額で軽減を判定します。公的年金以外の所得は対象外です。

【公的年金等以外の収入がある場合】

さらに「雑損失の繰越控除+青色専従者給与・事業専従者控除+譲渡所得に係る特別控除」を差し引いてください。

Bの額	軽減割合	②均等割額
33万円 以下	7割軽減	13,066円(43,555円×0.3)
33万円+24.5万円×世帯主以外の被保険者数 以下 (一人世帯は該当しません)	5割軽減	21,777円(43,555円×0.5)
33万円+35.0万円×被保険者数 以下	2割軽減	34,844円(43,555円×0.8)
Bの額が上のどちらでもない	該当なし	43,555円(被保険者均等割額)

②

円

あなたの保険料(年額) = ①(所得割額)

円 + ②(均等割額)

円

【お問い合わせ】 大方総合支所 健康福祉課 国保係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)